

産業衛生 レポート

No.559

2026年4月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

「職場における熱中症防止対策に係る検討会」の報告書等を公表します ～「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定～

(令和8年3月18日 厚生労働省発表)

近年の職場における熱中症について、休業4日以上死傷者数が増加傾向にあることから、厚生労働省の「職場における熱中症防止対策に係る検討会」で、予防策について検討を行い、その報告を取りまとめ公表した。

また、この報告を受け、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定され、それを周知することによって、職場における熱中症による労働災害の防止を図っていくこととしている。

■ 報告書のポイント

(1) 重篤化の防止

- 令和7年の改正安衛則は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与した。
- 災害発生事業場では、改正省令に基づく措置が行われていない傾向がある。引き続き法令に基づく措置の徹底を図る必要がある。

(2) 予防策の強化

- 死亡者数の抑制だけでなく、休業4日以上死傷者数の抑制も重要。熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。
- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある。一律に対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインの策定が有効である。

(3) 予防策への支援等

- 熱中症対策機器に対する補助は、60歳以上の高年齢労働者を対象に行われているが、休業4日以上死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討する必要がある。
- ファン付き作業服、ウェアラブルデバイスについては、その実態を検討し、適切な対応を取る必要がある。

■ ガイドラインのポイント

- 事業者が、業種・業態で異なる熱中症リスクに応じた具体的な対策及び取り組み事項を適切に選択できることを目的とする。
- 事業者は、湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握などにより熱中症リスクを把握・評価する。
- 事業者は、熱中症リスクの評価結果に基づき実施すべき適切な対策を「作業環境管理」、「作業管理」などから選択して実施する。

詳細は以下をご確認ください。

■厚生労働省 HP [職場における熱中症防止対策に係る検討会 報告書 | 厚生労働省](#)

■報告書 [職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書 ～令和8年夏に向けて～.pdf](#)

■ガイドライン [職場における熱中症防止のためのガイドライン.pdf](#)

令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握、重篤化防止対策の周知、有訴者への特段の配慮～

(令和 8 年 3 月 19 日 厚生労働省発表)

厚生労働省は、職場における熱中症予防を図るため、新たに定めた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施を広く呼びかけるべく、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

● 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策等、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、

- [1] 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- [2] 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
- [3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

について、特に重点的に呼びかけます。

● 「令和 7 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和 7 年の速報値では、死亡を含む休業 4 日以上死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人です。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約 4 割の大幅な増加となりました。業種別にみると、死傷者数については、製造業が最も多く、建設業、商業、運送業、警備業が続く。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業となっている。熱中症予防の労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

詳細は以下をご確認ください。

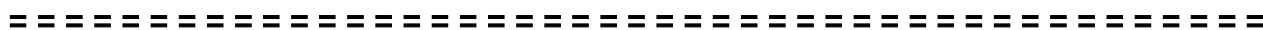
- 別添資料 1 [令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱.pdf](#)
- 別添資料 2 [2025 年\(令和7年\) 職場における熱中症による死傷災害の発生状況\(令和 7 年 12 月末速報値\).pdf](#)
- 別添資料 3 [職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要.pdf](#)
- 参考 [ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」](#)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等 (代替化学名等関係) の施行について

～関係省令、告示、指針、代替化学名等作成マニュアル～

(令和 8 年 2 月 20 日 厚生労働省 基発 0220 第 5 号)

令和 4 年以降、リスクアセスメントが義務化されている化学物質（通知対象物質）が大幅かつ急速に拡大しており、令和 8 年 4 月には、約 2,900 物質になることが予定されている。対象物質の拡大に伴い、混合物の成分情報が企業（製造メーカー）の営業秘密に該当するケースがあることから、リスクアセスメントを実施する事業者（使用者）双方に支障が生じないよう、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（以下「改正



法) が令和 7 年 5 月 14 日に公布された。

その一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係省令等が公布、告示、公示及び公表されたので概要を以下に示す。

- ・労働安全衛生法 及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(令和 8 年 1 月 20 日 令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」)

- ・労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定 に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの

(令和 8 年 2 月 20 日 厚生労働大臣告示 第 42 号。以下「告示」)

- ・通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針

(令和 8 年 2 月 20 日 通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号。以下「指針」)

- ・代替化学名等作成マニュアル

(令和 8 年 3 月 厚生労働省公表)

● 改正の要点

改正法の要点		関係省令等の整備ポイント	
(1)	労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して①厚生労働省令で定める化学物質である成分の情報が営業秘密に該当する場合には、代替化学名又は②厚生労働省令で定める事項を通知することをもって、法令上の通知に代えることができる。	①対象物質	リスクアセスメントの実施に支障がないものとして厚生労働大臣が定める⇒告示第42号
		②通知事項	代替化学名等により通知しようとする成分に関する「人体に対する作用」(以下「代替有害性情報」)と定めた
(2)	代替化学名等の通知を行った者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。	略	
(3)	医師による診断、治療その他の③厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、医師の求めに応じて、④厚生労働省令で定めるところにより、当該成分の情報を当該医師に開示しなければならない。	③開示を要する医師の行為	医師の求めに応じて成分の情報を開示しなければならない医師の行為は、医師による診断、治療のほか、産業医及びその他の医師による労働者の健康管理と定める
		④開示方法	上記③の行為のため開示を求められた場合には、成分の情報を直ちに開示しなければならない。また、産業医等から労働者の健康管理のために必要な成分の情報の開示を求められた場合には、秘密保持を条件に速やかに開示しなければならない。
(4)	厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な⑤指針を公表するものとする	⑤指針	通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針
(5)	上記に定めるほか、通知に関し必要な事項は、⑥厚生労働省令で定める	⑥緊急連絡先	通知事項として、代替化学名等の通知を行う場合の通知対象物を譲渡・提供する者の緊急連絡先を追加。

SDS の記載事例

1. 化学品及び会社情報
 化学品の名称：○△塗料
 会社名：○○○株式会社
 住所：東京都△△区△△町△△目△△番地
 電話番号：03-1234-5678
 電子メールアドレス：連絡先@検せ.or.jp
 緊急連絡先電話：03-xxxx-xxxx (24 時間対応)

(略)

3. 組成及び成分情報
 化学物質・混合物の区別：混合物
 濃度又は濃度範囲：

成分名	CASRN	含有量%
1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	20%
1, 2, 4-トリクロロベンゼン	120-82-1	8%
トリハロベンゼン (営業秘密) ID-001※	営業秘密	1-10%
トリハロベンゼン (営業秘密) ID-002※	営業秘密	1-10%
(営業秘密) ID-003※	営業秘密	1-10%

※緊急時にお問合せいただく場合には、ID をお伝えください。
 営業秘密 (ID-003) の成分の危険有害性情報は以下のとおり。
 ・急性毒性：区分 4

代替化学名による表示例
有害性情報による表示例

SDS 記載例 代替化学名等マニュアル
 (出典：厚生労働省)

● 適用日 令和 8 年 4 月 1 日

なお、指針にて「代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等に関連して、代替化学名等の具体的な記載方法に関するマニュアル (代替化学名等作成マニュアル)」も発出されたためご確認をお願いします。

詳細は以下をご確認ください。

- 整備省令 [労働安全衛生法 及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 \(令和 8 年厚生労働省令第 3 号\).pdf](#)
- 通達 [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等\(代替化学名等関係\)の施行について.pdf](#)
- 告示 [労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの\(厚生労働大臣告示 第 42 号\).pdf](#)
- 指針 [通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針\(通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号\).pdf](#)
- マニュアル [代替化学名等作成マニュアル.pdf](#)

【お知らせ】 皮膚障害等防止用保護具選定マニュアル (第 3 版)、ナレッジブック (事例集) の公表について

厚生労働省は、事業場における適切な保護具の選択・使用・保守管理を推進するため、「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」の第 3 版 (令和 8 年 3 月) 及び「皮膚障害等防止用保護具ナレッジブック (2026)」を公表しました。第 3 版では、皮膚等障害化学物質の考え方、化学防護服の選定方法、耐透過性能一覧表の更新が図られています。また、ナレッジブックはマニュアルでカバーしきれなかった個別労働災害事例の原因と対策例、注意点が掲載されています。これらを参考に労働者のばく露防止対策をお願いします。

詳細は以下をご確認ください。

- マニュアル [皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル\(第 3 版 令和 8 年 3 月\).pdf](#)
[概要版.pdf](#) [ナレッジブック.pdf](#)
- 参考資料1:皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト([Excel 版\[103KB\]](#))
- 参考資料2:耐透過性能一覧表([Excel 版\[1.2MB\]](#))